

独立行政法人情報通信研究機構映像センサー使用大規模実証実験 検討委員会規程

(平成26年3月31日 13規程第40号)

(設置)

第1条 独立行政法人情報通信研究機構組織規程(04規程第3号)第6条の規定に基づき、独立行政法人情報通信研究機構映像センサー使用大規模実証実験検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 独立行政法人情報通信研究機構が行う映像センサーを用いた大規模実証実験(以下「実験」という。)の実施に必要な情報セキュリティ確保、個人情報保護、プライバシー保護等に関する事項について調査及び検討することを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、理事長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項の調査及び検討を行い、その結果を理事長に報告する。

- 1 実験の計画(目的、手段、期間その他)に関する事
- 2 実験に係る情報セキュリティ確保に関する事
- 3 実験に係る個人情報保護に関する事
- 4 実験に係るプライバシー保護に関する事
- 5 実験の成果の外部への情報提供に関する事
- 6 前各号に掲げる事項を適切に行う上で必要な措置及び改善策に関する事
- 7 実験の実施上必要と認められる指導又は助言に関する事
- 8 その他委員会が必要と認める事項に関する事

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、外部の学識経験者及び有識者の中から、理事長が委嘱する。

二 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、後任者を委嘱するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員長は、委員が互選する。

二 委員長は、委員会の事務を統括する。

三 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 二 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。ただし緊急その他の場合で会議を開くことが出来ないとき、又は委員長が妥当と判断したときは、委員会を招集せず議案の持ち回りにより行うことができる。
- 三 委員長は、必要があると認める場合、職員及び関係者に委員会への出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

(議事録)

第8条 委員会の議事は、議事録に記録しなければならない。

- 二 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載し、委員長の承認を得るものとする。
 - 1 開催年月日
 - 2 出席者
 - 3 案件
 - 4 議事概要

三 議事録は原則として公開する。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、任期中に知り得た秘密について、当該任期中はもとより、当該任期終了後においても、守秘義務を負うものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、ネットワーク研究本部ネットワークシステム総合研究室において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年3月31日から施行する。